

特定投資家制度における「期限日」について

当社では、金融商品取引法における特定投資家制度の投資家区分の移行「期限日」は、毎年3月31日と致します。

期限日：3月31日（休日を含む）

一般投資家から特定投資家に移行されたお客様につきましては、特定投資家としてのお取扱いは、当社の承諾日から期限日までとなります。ただし、移行後いつでもお申し出により一般投資家に復帰することができます。

期限日の翌日以降は元の投資家区分「一般投資家」に戻りますので、特定投資家の継続をご希望の場合には、期限日までに別途申出が必要となりますのでご注意ください。

なお、継続の申出は期限日の1ヶ月前以後でなければお受付できませんので、ご了承下さい。

また、当社の電子申込型電子募集業務では、お客様を一律に「一般投資家」として取り扱っております。あらかじめご了承ください。